

二月号主要記事

「国民年金任意加入のおはなし」
他人の権利を尊重しましよう

災害融資の配分が決定しました

椎茸、平茸、栽培についておしらせ

松喰虫一齊駆除月間

僕もわたしも、もうすぐ一年生の
おかあさんおとうさん方へ

小児マヒの知識
税務署から

今月は保険税才五期を納めましよう

大津中学のブール公認される

養老院日記

大津町養豚協議会便り

海外移住だより

海外移住の募集に就いて

陣内小学校講堂の落成式

県内にも潜入(小児マヒ)

消防出初式おわる

インフルエンザに御注意

大津町営住宅入居者募集

杉木地区簡易水道の給水運営開始。
大きなお年玉 大津小学校へ毎年届け
られる

昭和三十五年度人口動態調
昭和35年中死亡者病名調

「国民年金任意加入のおはなし」

つみたて式の国民年金制度は、大変有利な社会保障制度です。私達が月々一〇〇円または一五〇円の保険料を納め、國もその半額相当額をあわせて負担し、しょに積み立て利子を生ませそれを中から一定の年金給付をして行くからです。これを数字で表わすと、六二、〇〇〇円の保険料を納めて（二〇才から六〇才まで）平均五〇四、〇〇〇円の年金を受けることができる計算になります。如何ですか？確かに有利な制度といえるでしょう。

さて、それではこの有利な国民年金にはどんな人が加入するのでしょうか？

それには二つの場合があります。強制（当然）加入と任意加入です。

強制加入は大体ご存知かと思いますが今まで年金制度と全然縁がなかつた官営の商、農、林漁業の従事者の場合で二〇才から五〇才までの人々は市町村役場に届出をせば被保険者とならねばなりません。これらの人々の届出はすでに一月から昨年一月から受け付はしまり現在は既にその受け付けは完了しつあります。

従つてここでは希望で加入することについてのべてみたいと思います。

（1）二〇才から五〇才までの人のうち

ア 厚生年金や共済組合、その他の公的年金で保障されている人（これらの人々はほとんど加入できない人です）の配偶者

イ 遺族年金を受けられる人
ウ 星の高等学校、大学に在学する人

（2）以上の人のかここの四月一日で五五才

をこえない人達です。

これらの人々、例えば会社員の奥さんの場合をみても夫が厚生年金などの資格ができる前に、不幸にして離職、又は死んだうな場合は夫の公的年金による保障は勿論のそめません。夫に受給資格ができたのち死亡された場合でも、わずかな遺族年金が支給されるだけだ老後は誠に不安定なものになってしまいます。

また一方日本の女性には平均して約七年間の寡婦生活が待ちかまえています平均寿命において女は男より三年間長命であり結婚年令は四十年若いからです。いづれにしても私はいづれ不幸にして身体障害者になつたり、母子家庭や寡婦、あるいは孤児になつたりするかもしれませんし更に年をとつて介護なくなることは誰もさけないことがございません。もし国民年金に任意加入しておけばこのような場合には、誰からも侵されない自分自身の

年金がもらえることになります。

該當者の皆さんは方の早速の加入をおすすめします。この際、特に注意して頂きたいのは四月一日で五〇才をこえ五五才をこえない人は来る三月三一日までに申出をして、永久にこの制度に入れなくなることです。

これら高令の人々は四月一日以後一年間を限つて被保険者となり、年金給付の面では普通の人以上に有利な取扱がなされていますから特に手んで加入して下さい。最後に簡単に各年金給付の一覧表を掲げておきます。

種別	かけ金年数	年金額	60才から				
			四〇年	三〇年	二十五年	一五年	一〇年
老令年金			四二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
障害年金			一一、二〇〇円	一九、八〇〇円	二五、八〇〇円	三〇、八〇〇円	三一、八〇〇円
母子年金			一一、二〇〇円	一九、八〇〇円	二五、八〇〇円	三〇、八〇〇円	三一、八〇〇円
遺児年金			一九、二〇〇円	一九、二〇〇円	一九、二〇〇円	一九、二〇〇円	一九、二〇〇円
婦年金			一九、二〇〇円	一九、二〇〇円	一九、二〇〇円	一九、二〇〇円	一九、二〇〇円
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							
（一人の子から一人）							

他人の権利を尊重しましょう

農閑期になるとわが大津町内には各部落各地区に婦人学級、青年学級が開催され、この厳しい寒さのなかで奥さんや青年男女は熱心に夜中まで勉強を続けています。この勉学の中で最近特に著しい傾向として民主主義の基盤ともいふべき人権の尊重が話題の中心になつていて、そこで大津町人権推護委員の方々にお願いしてそれらの質問に答えていたところにしました。

(質問) 年に一回必ず人権尊重週間が実施されていますがそのいわれなどを詳しくお答え願います。

(答) 今から十三年前の一九四八年(昭和二十三年)十二月十日パリで開催された国際連合の総会で世界人権宣言が採択され「我々人間として幸福に生きる為の権利は一国

内だけで保障され擁護されるものではなく世界中の人民が此の権利を守り尊重しなければならない」として全世界に向つて布告されたのであります。此の世界人権宣言は十二月十日を記念して十二月四日から十日まで人権週間に各種の人権擁護団体の啓蒙運動が行われるのであります。

災害融資の配分が決定しました

昭和三十五年六月から八月までの未収有な干ばつにより大津町の農業は一億一千萬円余の甚大な被害を受けました。この被害の痛手により、再生産及び経営の維持を図ることが著しく困難となつた被害農業者の方に町は「災害融資法」に基き、低利な營業資金の融資を県に申請しておきましたところ一千九百八萬円の融資が配分されました。その左記の通り該協同位に賃貸田段階で配分しましたのでお知らせ致します。

備考	瀬田農協	護川農協	錦野農協	平真城農協	肥後銀行大津支店
(1)	二、一五〇、〇〇〇円	六、六〇〇、〇〇〇円	一、五七〇、〇〇〇円	三、一一〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
(2)	一般被害農業者(新規)	"	"	"	貸付期間 五年
(3)	"	"	"	"	六分五厘 二ヶ年
(4)	(再貸付)"	"	"	"	六分五厘 三ヶ年

融資機関名 融資限度額
大津農協 一、三八〇、〇〇〇円
矢護農協 一、〇七〇、〇〇〇円
内農協 一、一八〇、〇〇〇円
一、七七〇、〇〇〇円

椎茸、平茸、栽培についておしらせ

一、椎茸原木

イ 原木の種類 くぬぎ、なり、栗 植壓が使用される
が特にくぬぎ、ならが有利である一般に皮の厚い原木

は厚肉の椎茸が発生し寿命が長く皮の薄い原木は発生
は早いが薄肉で寿命が短い

ロ 樹令と太さ、原木の種類にもよるが一〇年～三〇年
位迄太さは末口三編から一八編位迄特に径八編位のも
の最も上とする

ハ 伐採時期、秋伐りが最も良いが原木の冬眠期（秋の
落葉期から春の發芽前迄）に伐れば差支えない

二、接種（打込）

イ 接種の時期 原木の半乾きの時が良い即ち伐採後枝
葉のついたまま倒しておき切り口へ割れが出
た頃原木が玉切りが一割位減った時が打込みの時期で
あるから早目に玉切り（長さ三尺～四尺）打込にかかる

（註）原木が乾燥すぎたり水分がある方が失敗
が少ない

ロ 接種の方法 木口から五種入った所に一つ打込みそ
こから三〇厘過ぎに打ち横に一〇厘超て又三〇厘お
きに始めの中間に打込む（千鳥型）例へば原木の木口
径六・米の場合の打込数は原木の木口径×原木
の長さとなり十二個必要となる

種駒はなるべく多く使用した方が良い
種駒は打込器具は斧を直角に打込み穴に種駒を押
込み樹皮と頭が水平になる迄打込む

以上原木の選定より打込迄を説明致しましたが伏込構起
し、浸水打木等は次期に於て説明致します

一、平茸原木
イ 原木の種類 エノキ、タワ、ケヤキ、ムク、カキ、

二、樹木の特徴

ソミ、タブの其の他特にエノキ、ムクの如き樹皮の強弱
なる樹木であればよい

ハ 樹令及太さは問わない

二、接種（打込）

ロ 一尺五寸を表面に出すので表面に椎茸打込要領で穴
を開け椎菌を押込みかるく压える

ハ 伐採時期は椎茸原木と同時期でよい

三、場所 原木（樹木）の立込は宅地の周辺竹林、畑の
隅などとても良いが理想としては六混四乾で栗園、

葡萄園の下に原木を並べ立体生産する事も出来る

四、收穫 一〇月下旬より発生始め三月頃迄收穫す
る程度で多量生産に於ては通路も必要となる

及樹木の生命は椎茸と同等で六七年位は持続する

椎茸 種駒及平茸菌を下記の通り販売致しますので希
望者は期日迄申込まれる様お通知致します

記 録

一、申込期日 昭和三年二月末迄 第一次

一、申込場所 役場経済課（林務係）又は大津町森林組
合（団体事務所）

一、価 格 ①種 駒（椎茸）一個 五〇銭

②平 茸 一袋 一五〇円

③打込斧（丸型の新式）三五〇円

註 申込と同時に現金頂きます

経済課 林務係

松喰虫一齊驅除月間

本年一月六日から（一月五日まで）二一日時間が農林大臣
及び県知事の松喰虫駆除命令期間になつてゐるのでこ
れに併行して一月一六日から（一月一五日までの）一ヶ月間

を「冬期松喰虫一齊駆除月間」と定め県下一齊に松喰虫
の駆除を実施することになりましたので左記事項に留意
の上防除の完璧を期して下さい。

一、期間内に実施できない場合は二月十五日までの整理
記



経済課 林務係

期間内に完了させること（菊池郡大津町旭志村谷志村
西合志村）
前記の様な通達文書が知事より公告してありますので發
見次第至急各自駆除し役場林務係及大津森林組合に報告
して下さい。

僕わたしも、もうすぐ一年生の

おかあさん方へ

可愛い子供さんの入学期日も間近になりました新に入

学される保護者の皆さん左記事項に留意して下さい。

一、入学該当者は

自 昭和二十九年四月一日 至 昭和

三十一年四月一日迄に生れた子供

二、入学期日は

四月十日（各学校同日）

三、入学通知書

関係小学校を通じて配付します。若し該

当児で通知書が二月十日まで未着の方

はお届け下さい（大津町教育委員会）

四、身体検査

近いうちに身体検査が行われますが期

日は学校から通知します

小児マヒの知識

全国社会福祉協議会資料部発行の小児マヒの知識と云う本から抜粋すれば次の様な事が書いてあります。先ずお母さんへの警告として、「発熱後の熱が五と六日以上長びいた場合、また熱がなまらしく体温になつたり、汗をかきやすくはながでたり、くしゃみをしたり、時に吐いたり、くだしたりするときば、まずははじめの症状として、みていいでしよう、ことに流行期の夏は、カゼ消化不良など軽いからと言つて一人きめしない様十分気をつけて下さい」と強調しています。小児マヒは云うまでもなくボリオ、ウイルスの感染によつて発病しことに大便からである、ウイルスが口から入るという伝わ

り方が主なので汚染のおそれのあるものを口にしないよう注意が必要です。例へばなまの飲食物は危険で特に赤ちゃんは手をさわぶるので手指常に清潔に保つことが大切ハエやねずみ、ゴキブリ（油虫）などもウイルスを運ぶそうですから鼠類昆蟲駆除もおろそかにななりません大津町に於ても十二月末一名、一月中旬一名と発生しております。

尚この予防注射について大津公報一月号にて説明致しましたが更に個人の負担額をお知らせしますと左記の通りになります。

区	別	厚生省指示負担額	人	町	大津町条例
(A)	三十五年度に於て町民税を課せられていない者（生活保護世帯等）	六八〇円	なし	三四〇円	三四〇円
(B)	町民税の均等割のみの者	五一〇円	二五五円	六八〇円	なし
(C)	右の何れの該当のないもの	なし	一〇一〇円	二五五円	五一〇円
				六〇〇円	一五〇円
				四二〇円	三六〇円

一月中旬に第一回の予防注射実施予定のところワクチン（注射液）末着のため、二月に実施しますが該当県は昭和三十四年七月一日から昭和三十五年六月三十日迄に生れた者となつております。

◎ 先月号（一月）のボリオリをボリオと訂正して下さい。



税務署から

一、贈与税の申告

1. 申告期限 二月末日まで

2. 要申告者 贈与又は特定遺贈によつて財産を取得した個人

3. 所得税の確定申告と第三期分納税

申告と納税の期間 二月十六日～三月十五日

三、青色申告申請者の青色申告書作成について

個人事業所得者(青色申告申請者)が一年間の事業の成果を明らかにする年末決算も早めに済みになつたこと存じますが決算は一年間の収益を明確にし、今後の経営の合理化をお進し進めるための資料をつかむ大切なことでありますことを十分認識されて出来上つた決算書を今一度再検討され誠実な確定申告書が提出出来るようになります。

四、租税徴収猶予制度の活用を

(疾病、災害等で相当額の被害を受けたら一度税務署に御相談下さい。)

租税が国家および地方公共団体活動の源泉であることは、今更論をまたないといふのですが、税務政策上、あるいは不特定多数の納税者の中には疾病等不測の災害の原因により、租税を定められた場合内に納付できないものがありますことを想して次のとおり、災害減免法、各税法(国税徴収法等)に徴収猶予の制度がありますから該当の場合には税務署に御相談下さいと希望いたします。

災害减免法(第二条第九条)

所得五〇万円以下 税免除

八〇万円以下 十分の五減免

八〇万円以上 十分の二五減免

各税法

(所得税法(第三十条の二))

(1) 期限内確定申告による年税額が予定期年税額の一倍を超える場合には申請により、その超える部分について、その年の五月三十日まで猶予出来ますただし、猶予以外の税額を期限内に納付しなければ取り消されます。

(2) 予定期年税額がなく確定申告によって始めて納税者となる場合には二分の一以上の税額を期限内に納付すれば申請により残りの税額はその年の五月三十

一日まで猶予されます。

利子税は(1)と同じ

(註)以上はいづれも取扱通達によつて確定申告による税額へ第三期分(三)が三千円未満の場合は適用されません。

なお、納稅時若組合会については多少条件を緩和してもよいことになります。

(1)法人税法(第二十六条の三) 期限内申告による税額の二分の一以上を期限内に納付し申請をすれば残りの税額は三ヶ月間猶予されます。

利子税は日歩二銭に軽減されます。

(2)相続税による延納(第三十八条)

延納の要件

(1)納付する税額が三万円を超えるとき

(2)期間は五年以内

(3)延納税額が十五万円未満のときの延納期間は三万円で除した年数(一年未満は一年とする)

(4)担保の提供をしたとき

(5)申請書を提出したとき

贈与税については(1)(2)の制限がない外は相続と同じであります。

利子税は日歩二銭に軽減されます。

(3)簡便税率(酒税法第二十七物品税法第十一条の種消費税法第十四条)

特定のものに限られるので省略いたします。

國税徴収法(第二百四十八条)

次の場合には申請によって一年以内の期間猶予をさせます。ただし五万円以上は担保を要します。

(1)震災風水害、火災その他の災害および盜難

(2)生計を一にする親族の疾病負傷

(3)事業の廃業止

(4)事業の著しい損害

(5)以上各号に類する損害

(6)申告期限から二年以上前の分の修正申告更正決定

利子税は日歩三銭ですが軽減あるいは免除の規定があります。

五、入場券の半片の受領と、未検印入場券を買わないことについて

入場券は御承知のとおり官給(政府が無償で交付して

現在市町村に於ける五ヶ所の公設小学校は、ハリタ、明治、大正、昭和の各年次に亘り、保育園、幼稚園、小学校、中学校の順序で開設された。このうち、明治年間開設されたのは、保育園、幼稚園、小学校、中学校の順序で開設された。このうち、明治年間開設されたのは、保育園、幼稚園、小学校、中学校の順序で開設された。

式試合に於ては公認記録として取り扱われ各種大
会で採用される事が多い。

たが、左記の通り熊本県水泳連盟を通じ公認証書が町長宛送付されて来た。これに依て、全ブールで行われる公

大津中学のプール公認さる

- 納税はあなたの理解と誠意から。
○ 完納に婦人も後押すたすきがけ。

三

正

第一〇二号

號稱池名
時立大津時中學校

所見不以爲奇也。故曰：「吾生也有涯，而知無窮也。」

卷之三十一

水路距離
五〇米

有効期間 昭和四〇年十一月二十一日迄

上記実測調査ノ結果甲種競泳池ト

卷之三

日本水泳連盟

今月は保険税第五期を納めましよう

一月は保険税の第五期分の納期です。本年度の最後の町税でもありますので滞納分についても是非完納下さい。ついては左記の通り集合徴収を行いますから拝手で御利用下さい。

記

内 牧	2月27日午前
外 牧	2月27日午後
錦 野	夕 27日
烏 子 川	夕 27日
岩 坂	夕 25日
瀬 田	夕 27日
大 林	夕 27日
吹 田	夕 27日午後
森	夕 27日
陣 内	夕 27日
中 島	夕 27日
上 町	夕 27日
下 町	夕 27日
平 川	夕 28日
真 木	夕 28日
杉 水	夕 28日
小 林	夕 28日
上 中	夕 28日
下 中	夕 28日
太津地区	夕 27日

ましてこれらはすべて一枚一枚税務署長の候補を受けることになります。もし検印がないものは、それ自体法に違反し発行した者は処罰を受けるのです。未檢印の前売券等は絶対に買わないように御注意下さい。

大津町養豚協議会記

記事

年月日
三五
一二
三一
二三

護川地区民生委員会原学殿外三名慰問葉子を贈らる
上碑内斎藤藤十殿より雑誌を寄贈さる

中島東安雄殿より白木及干柿を寄贈された、

菊池市桂松義園の法話

大津町社会福利協議会殿より越年手当金を支給さる

シャツ其他日用品を文給する

菊川郡社会福祉協議会山下課長殿慰問タオルを贈らる

大林 上村旅館商店より納豆を寄贈さる

期末一時扶助料を文給さる

駿河村上熊雄殿より大錢餅一重を寄贈さる

南方 藤川勝義殿より花カソランを寄贈さる

大島徐 年越そば

大島徐 年始祝宴

初 暑

室郷野友幸殿より野菜類を寄贈さる

玉名市 本木矩雄殿より見舞金を贈らる

大津婦人会より小餅を寄贈さる

N, H, K, より咸末助け合い募金を配分さる

松永豊記 (八二才) 腹満にて死亡、通夜

故松永豊記葬儀 火葬

同 骨捨

大津婦人会殿より小餅を寄贈さる

大津婦人会殿より小餅を寄贈さる

駿河通二丁目西婦人会二〇名慰問葉子小餅を贈らる

平真城婦人会殿七〇名慰問葉子見舞金小餅を贈られ贈女舞踊を披露さる

護川婦人会殿九〇名慰問葉子、みかん、小餅を贈らる

大津婦人会殿九〇名慰問葉子、みかん、チリ紙、用子を贈られ贈女舞踊を披露さる

大津婦人会殿より小餅を寄贈さる

菊陽村婦人会殿五〇名慰問葉子、みかんを贈られ鈴木筆子先生其他の舞踊を披露さる

無名氏よりビスケットを寄贈さる

引水 谷本竹八殿より雑誌を寄贈さる

右記慰問及特志の方の御芳情に対し厚く御礼申上げます。

大津町養豚協議会便り

先見の明と云うか大津町当局が四年前(昭和三十三年春第一回引き継ぎ毎年)積極的遠く先進地神奈川県から優良豚苗を導入して品種改良に乗り出され指導よろしきを得て高等登録豚数頭を算し豚について認識を新しはじめた時に今日までの農業經營もこのまゝでは全くなりたつて事態に迫り込まれると私自身が思ひ知る時にない政府も所謂まがりかどに直面した農業は思ひ知るに一大転換を大きく取り上げるに至つた今日大津町では既

に養豚が農業經營の一環として大きく浮び小錢鉗がせきの豚糞糞を脱皮する段階に至つていたことは当局の施政の賜物と感謝すると共に同慶の至りと存するもので御座います

然るに安定した養豚農業をうたてるためにはいろいろ問題は多いでしようが経済家者としての養豚であるといふから飼養管理技術について養豚經營の組織化が考へられて政府も所謂まがりかどに直面した農業は思ひ知るにない

ねばなりませんおよそ「の事業を健全に発展させるた



海外移住だより

希望の国ブラジル南伯就労希望に依り昨年十月中旬より申請手続中でありますましたが今度下記の通り渡米日程が決定このほど故郷を出発しました。

記

一 渡米者	大津町大字杉木	本	田	慶	外	家族	四名
	ク	本	田	慶	外	五名	名
"	本	田	崎	孝	外	四名	名
"	岩	田	崎	秋	外	外	名
"	本	田	代	良	外	外	名
	典	隆	人	德	臣	單	身

一 熊本出发 昭36年1月24日午後5時(天草号)

一 神戸出帆 昭和36年2月2日 さんとす号

以上の方々本年度(昭和35年度)第二回集団移住されますが、渡米者の方々は風習風土の変つた新天地のため幾多の苦難はあるかと存じます。が傍かがいのある國希望の土地であり古来以上の奮起に依り一日も早く成功されん事を祈りたいと存じます。

海外移住の募集に就いて

わが国の移住者を入れてゐる國々は、ブラジル、アルゼンチン、ペラグアイ、ボリビアなど南米の諸國ですが、これらの國々は、まだまだ未開拓の沃野がたくさん残つていますので、いわばその資源を掘り起して、経済や文化の興隆を図るために、優秀な農業技術を有する日本人を数多く移住者として受け入れているわけです。つまり、海外移住は移住する人の自身の幸福のためであり、相手國の経済開拓のためでもあります。そのため海外協会では本年度(昭和36年度)四月から来年三月までの各國別移住者募集計画は下記の通りになつてありますので、お知らせ致します。

尚 移住地の状況、並びに移住の仕方等についてお尋ねしたい方は経済課、移住相談係までお出下さい。

記

1. ブラジル=6,150名(1,050戸、単身520名)
1. ペラグアイ=2,500名(500戸)
1. ボリビア=500名(100戸)
1. その他=850名(104戸)

以上は農業移住者ですが、商工技術移住者として1,000名 計1,100名が計画せられ、毎月渡航二回 横浜と神戸から出航する南米航路の船で移住されるのです。

めには其の生産から販売に至るまでがある系列の下に組織化されてることがつとも望ましいかたちであります。既に米、麦等について系統組織のが養豚に於ては、其の点非常にたちおくれていますので、昨年春多數養豚家の盛りあがる声により町当局の助成のもとに大津町養豚組合を結成事業推進更に同年秋町内八農協の協賛のもと組合を発展的に解散の上關係団体及全養豚家による組織と各農協に養豚部会を設置機構整備して各団体の長及各農協養豚部会選出の理事により大津町養豚協議会(事務所大津町役場經濟課内専務白井成清書記登記検査員)諸方正直会議今度(大津町役場)として町当局、県販賣課に成を得て發售農業に熱意を具現して来られた坂本大津町長を会長に西本町議長及白井前組合長を副会長に推し充足と共に県種畜場養豚部主任穴井先生により次で国立九州農試の長野先生、鹿木種豚協会の仲光先生を頼し講習会を開催して養豚農業の經營方式・飼養管理技術について認識を深め豚舎の改善・畜舍飛騰と町内全域で普及現在飼養頭数一千余頭に及び仔豚頭生産も飛躍的伸びに於て参り(大津豚の銘柄獲得の段階に至り早くも翌年末には先進地だった天草、球磨方面に種仔豚二十数頭を希望されて移出するに至りましたので一日も早く生産者の協力を得て仔豚市を開設して各方面の要請に応え得るよう又早書対策による二百余頭を始め肉豚の販売期近いものとの數で共同販売機構を確立し今后の変化する経済情勢に対処出来る合理的經營に發展させねばなりません

お互い

協力頑張りましょう
就ましましては全養豚家は其の属する農協養豚部に左記事項の届出を励行していただきとお願ひします

一、飼育豚の種別(繁殖豚、肉豚の別) 生年月日、頭数の届出

二、仔豚出産の場合、仔豚購入の場合とも其の都度延滞なく生年月日、頭数の届出

三、肉豚販売については販売希望年月日頭数見込体重の届出

四、仔豚検定、仔豚登記を要するものは其の旨失期なく届出のと各農協養豚部会では左記の名簿(調書)を備付け其の副は写を一部協議会に提出して下さい。

一、登記済の種豚名簿(血統、性別、生年月日、名号、番号年生月日、頭数)

二、未登録優良種豚名簿(右に付)

三、出荷専用仔豚調書(販売希望旬別、頭数、見込体重出荷者住所氏名)

四、仔豚市に出場仔豚調書(出荷者住所氏名、仔豚登記番号年生月日、頭数)

註 仔豚市は来る三月までには開設致したいので現在生産の仔豚の頭数を至急調査の上(生年月日を明記)協議会に出場頭数の届出を願います

陣内小学校講堂の落成式

昨年九月より約四百万円の予算で工事を急いでいた陣内小学校の講堂はいよいよ竣工、旧暦二十一日午前十時より新装なった講堂に関係者を招いて盛大な落成式が舉行された。

役場及び議会から坂本町長西木謙長はじめ教育委員地元町議などが多数出席坂本町長、西木謙長よりそれゝ祝辭が述べられ、統いて河津同校長が謝辞を述べた。

県内にも潜入（小児マヒ）

人吉地方に小児マヒが続発しています、一月二十六日同市下原田町永田純子ちゃん（三つ）ほか四名が人吉総合病院に隔離されました。

消防出初式おわる

恒例の大津町消火団出初式は嚴寒の一月八日二十八ヶ

分団約八〇名の消防団員を集めて大津小学校々庭で挙行された。

式は午前九時高木團長の出動人員報告のあと町長上原

中のため代理志助役点檢官となり團員並に機械器具の点検を無事に終え約一二〇名の優良団員と優良分団等各種の表彰が行われたあと同技ブルーにおいて消防ポンプ二八台の放水訓練により新春の空に七色の水しぶきを吹き上げ団員の意氣昂揚を誓い合つて盛会裡に終了した

一、優良分団並団員表彰

○功労章、第十一分団、玉木節男

○勤続章（勤続満十五ヶ年以上）

第二十八分団長 宮崎義幸 外六一名



インフルエンザに御注意

例年二月から三月にかけては風邪の季節一 東京を中心として山形、神戸、大阪、京都、和歌山などの各地にはインフルエンザが大流行、東京ではついに三名の死者まで出たという。今年流行しているインフルエンザはB型といつて去る三十二年全国的に猛感をふるつたものと同型、このときは熊本県下でも百三十五の小、中高等学校が臨時休暇、二万数千人が対応込んだものだった。

風邪のビールスにはA型とB型の二種類がありB型は局地的の発生するのが特色であり、今のところ九州にはまだ入つて来ていないという。しかし今年は四年目の周期にあたり局地的には相当流行するだろうというのが厚生省の予想、しかもこのワクチンは接種してから二週間位たたないと完全な免疫性は発揮しないそうだから予防のためにには流行する前にやつて置くのが一番いいわけだ。

大津町営住宅入居者募集

昭和三十五年度建設町営住宅が二月末日頃竣工予定です
すから左記により入居者を募集します。

入居希望者は総務課へ申込み下さい。

記

一、建設場所

大津町室 井手上町地

二、建設戸数

第一種 十戸 第二種 十戸

三、家賃

第一種 月額 豊十四円程度

四、募集期間

二月十一日から二月二十日まで

五、賃格

本町に住む者又は勤務している者で同居親族

を有し次の条件に該当する者

1. 住宅以外の建物に居住し、又は衛生上有害な状態に

ある住家住着者

2. 他の世帯と、同居の著しく生活上の不便を受けてい

る者

3. 正當な退居の要求を受け立退先がない為困窮している者

4. 住宅がないため遠隔地から通勤している者

5. その他現に住宅に困窮している者

六、収入の基準

1. 第一種については入居者の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が当該住宅家賃

の六位以上十五倍以下であること、

2. 第二種については入居者の毎月の収入合計から扶養親

族一人につき千円を控除した額が一万六千円以下で

家賃支払可能な収入であること。

その他詳しい事は総務課へ問合せ下さい

杉水地区簡易水道の給水運営開始

杉水地区簡易水道は昨年十二月末完成し昭和三十六年

一月一日を以つて全地区に対し給水を開始し水道課に於

てその運営を管理する事になりました

水道使用料金はその月の廿五日までに杉水婦人会にて
徴集することになりましたので宜しく御願いします

大きなお年玉

大津小学校へ毎年届けられる
坂本義久氏篤志

去る五年前から毎年の如く一万圓の寄附を続いた奇蹟人がいる。昭和三十一年九月上京帰りの本田誠一氏が大津へ学校を訪ね匿名の人から特に貧困な児童へ学用品を使つてもらいたいとのことで壹万円の寄附を届けられたのがその始りである。そして五年、ある年は坂本町長へ、又或年は谷本茂一氏へ、その上京毎に一年のおこだりもなくその志は届けられた。本年も正月早々坂本町長に託され、その芳志は届いた。学校においては最初特にその名を匿すとの本人の希望があつたので困惑したのであるが将来の教育の事を思えば永くそれを隠名にしておくわけにもいかず、御本人の御希望は了として、それを明るみに出し教育の生きた参考とすることにした。

その匿名の人こそ、現在の東京ヤンズ株式会社を経営しておられる坂本義久氏である。氏は終戦直後外債より引揚げ大津町に在住されたが、志を立てて上京し貧困の中から立ち上り、いまでは前記の会社を經營するようになつた立志伝中の一人である。貧困の苦しみを徹底して味わつた氏は、義務教育に身を委ね、児童の身の上に想を致しその教育の一助にもと毎年その志を継続されていられるその貴い気持に全く頭の下る恩がする。学校では最初貧困な児童の学用品に充てゝいたが給食費の納入出来ない貧困児童の給食費の補助に当て其の御希望に沿うようになつた。又このような身近な美舉は生れた教育の貴い資料として全人教育の上に光り輝くであろう。

昭和35年中死亡者病名調

出生	男 225人	女 178人	計 403人
死亡	男 119人	女 98人	計 217人
婚	姻 174 件		
離	婚 18 件		
死	産 88 件		
計	900 件		

病 名	死亡数
心臓衰弱及麻痺等によるもの	40
脳溢血及脳出血等によるもの	29
肝臓癌、食癌等によるもの	20
老 衰	16
肺 炎	15
気管支喘息及心臓性喘息	11
腹 膜 炎	3